笠岡市子どもを虐待から守る条例 逐条解説

目 次

前文

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 未然防止(第8条-第11条)
- 第3章 早期発見及び早期対応(第12条-第14条)
- 第4章 指導及び支援(第15条-第17条)
- 第5章 体制及び機能の強化(第18条)
- 第6章 雑則(第19条・第20条)

附則

(前文)

子どもは未来への希望であり、一人の人間として、その尊厳が守られなければならない 私たちにとってかけがえのない存在です。

しかし、保護者自らの経済的困窮、核家族化による社会的、精神的な孤立及びや地域の つながりの希薄化等に伴って引き起こされる、家族や地域の養育能力の低下は、現代社会 の大きな課題となっています。

子どもに対する虐待は、著しい人権の侵害であり、子どもの心身の成長及び人格の形成 に重大な影響を与えるとともに、社会に重大な損失を与えるもので、決して許されるもの ではありません。

そのために私たちは、子どもの権利を守り、寄り添い、支える大きな役割を担わなければなりません。

笠岡市は、こうした認識の下、市民の方々の強い理解と協力を得て、子どもの出生前・ 出生後において切れ目のない支援体制を充実し、虐待の未然防止、早期発見及び早期対応、 再発防止を図ります。さらに、虐待の連鎖を断つ適切な援助を行い、子どもが安心して健 やかに成長することができるまち笠岡の実現を目指し、この条例を定めます。

【解説】

笠岡市子どもを虐待から守る条例では、前文をおき、条例における子ども像や、虐待が子どもの成長等に与える影響、市が虐待防止に向けて強力に取り組んでいく決意等、条例の骨格となる考え方等について説明しています。

(1) 第1段落

ここでは、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の理念に基づき、子どもが

権利主体であり、かけがえのない存在であることを示しています。

(2) 第2段落

近年の保護者自らの経済的困窮,核家族化による社会的,精神的な孤立や近隣との人間関係の希薄化等に伴う,家庭や地域における子育て力の低下は子どもの権利を脅かすものであり,現代社会の大きな課題となっていることを示しています。

(3) 第3段落, 第4段落

子どもに対する虐待は著しい人権の侵害であり、子どもの健やかな成長に重大な影響を与えるとともに、将来の我が国の担い手となり社会基盤を形成する不可欠な存在である子どもの健やかな成長が阻害されることは、社会にとっても憂慮すべきことで決して許されるものではないと考えています。

そのために私たち一人ひとりが、かけがえのない存在である子どもの権利を守り、寄り添い、支える大きな役割を担わなければならないことを示しています。

(4) 第5段落

市は、前述の事柄を十分認識し、市民の方々への虐待防止意識の普及啓発を図り、心強い協力を得ながら、子どもの出生前から切れ目のない支援体制を充実させ、虐待の未然防止、迅速な対応、再発防止に努めていくことを示すとともに、虐待を受けて育った子どもが将来親となって子どもを虐待するといった連鎖を絶つ適切な援助を行い、子どもが将来に夢と希望をもち、安心して健やかに成長することができるまちを実現するという決意を明らかにしています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、保護者、市民及び関係機関等の責務等を明らかにするとともに、虐待の未然防止及び早期発見、その他の虐待防止等に関し必要な事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重され、健やかな成長が守られる社会を実現することを目的とする。

【解説】

本条は、条例の「目的」について定めています。

社会的弱者であり、自分から声を上げられない、上げにくい子どもが、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や、生命、身体等が損なわれるような状態に置かれることのないように、子どもの権利が尊重され、健やかな成長が守られることを目的としています。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。
 - (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
 - (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
 - (4) 市民 市内に住所又は居所を有する者,市内に事務所又は事業所を有する個人及び 法人その他の団体並びに市内に存する事務所又は事業所に勤務する者をいう。
 - (5) 関係機関等 学校,幼稚園その他教育施設,保育所,認定こども園その他児童福祉施設,医療機関,特定非営利活動法人その他子どもの福祉又は配偶者からの暴力の防止に業務上関係のある団体並びに民生委員,主任児童委員,愛育委員,栄養委員,その他子どもの福祉又は配偶者からの暴力の防止に職務上関係のある者をいう。
 - (6) 通告 法第6条第1項に規定する通告をいう。

【解説】

本条は、条例の「用語の意義」について定めています。

(1) 第1号関係

法2条の規定では、子どもを「18歳未満」としていますが、施策を実施していく上では、幅を持たせ柔軟に対応していきたいと考えています。

(2) 第2号関係

法2条の規定により、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に養護する者としています。

(3) 第3号関係

法2条の規定により、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為とします。

- ・児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ・児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置,保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ・児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応,児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが,事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 第4号関係

市内に居住する者はもちろんのこと、市内に事業所等を有する個人、法人その他団体 や当該事業所等に勤務する者としています。

(5) 第5号関係

団体では学校園からNPO法人等、個人では民生委員から栄養委員等まで、本市の実情に合わせ、子どもの福祉又は配偶者からの暴力の防止に業務上関係のある団体、職務上関係のある者としています。

(6) 第6号関係

法第6条第1項の規定により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速 やかに市及び児童相談所に通告しなければならないとしています。

(基本理念)

- 第3条 虐待は、決して正当化されることのない重大な人権侵害であり、子どもの心身の 成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめ、 ひいては子どもを死に至らしめるおそれがあり、決してこれを行ってはならない。
- 2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。
- 3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子 どもの安全及び健やかな成長が守られる社会の実現に努めなければならない。

【解説】

本条は、条例の基本的な考え方となる「基本理念」について定めています。

(1) 第1項関係

虐待は、子どもの尊厳を著しく害するものであり、健やかな子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与え、将来にわたって子どもを苦しめることになり、さらには子どもを死に至らしめるおそれがあるため、いかなる理由があろうとも決して行ってはならないと明記しています。

(2) 第2項関係

子どもを虐待から守る施策の実施にあたっては、子どもの権利条約にも規定してある「子どもとは最善の利益が保障される存在」であることに配慮し、子どもへの虐待に対応する際は、その安全確保を最優先する必要があると明記しています。

(3) 第3項関係

何人も、子どもへの虐待はいかなる理由があろうとも決して許されるものではないという認識の下、虐待を受けている者、虐待を受けていると思われる者からの小さなサインを見逃すことがないように努め、子どもを取り巻く社会全体が協力して、子どもの安全及び健やかな成長が守られる社会の実現に努めなければならないと明記しています。

(市の責務)

- 第4条 市は、虐待の対応に当たっては、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。
- 2 市は、虐待を防止するため、出生前から切れ目のない支援を受けられる体制の充実を 図るとともに、虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。
- 3 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が 孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。
- 4 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専 門的な知識及び技術の習得に関する研修を行うものとする。
- 5 市は、児童相談所、警察署及び関係機関等との連携を強化するため、笠岡市要保護児童対策地域協議会(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第1項の規定により設置した要保護児童対策地域協議会をいう。以下「要対協」という。)の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。

【解説】

本条は、条例における「市の責務」について定めています。

(1) 第1項関係

市は、子どもへの虐待に対応する際は、児童相談所、学校園等の団体及び民生委員等の個人と連携して可及的速やかに行動し、当該児童の安全を確保し生命を守ることを最優先しなければならないと明記しています。

(2) 第2項関係

核家族化の進行等に起因し、母親が妊娠期から援助者を得られにくく一人で悩みを抱えてしまう等により虐待につながることを防ぐため、市は、出生前から切れ目のない支援を受けられる体制の充実を図り、相談しやすい環境づくりに努めなければならないと明記しています。

(3) 第3項関係

市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、地域で開かれ

る子育てサロン等の子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に、 保健師等が参加して保護者の相談にのるとともに、子育て支援情報の提供を行うなどの 必要な支援を行うものと明記しています。

(4) 第4項関係

市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、虐待を発見しやすい立場にある学校園等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術を有する者が講師となって研修を行うものと明記しています。

(5) 第5項関係

市は、児童相談所、警察署及び関係機関等との連携を強化するため、要対協を適宜開催し、児童虐待の現状や構成する各機関からの取組状況の報告に基づく効果的な情報共有、意見交換及び支援内容の協議をとおして、要対協の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものと明記しています。

(保護者の責務)

- 第5条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子 どものしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な 苦痛を与えてはならない。
- 2 保護者は、自らが子育てについて第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情を もって接するとともに、虐待が子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなけ ればならない。
- 3 保護者は、市及び児童相談所が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関して、市、児童相談所又は関係機関等による指導、助言その他 の支援を受けた場合は、必要な改善等を行わなければならない。

【解説】

本条は、条例における「保護者の責務」について定めています。

(1) 第1項関係

保護者は、いかなる理由があろうとも虐待を決して行ってはならないことを明確に示しています。また、子育てに関する正しい知識を得ることに努め、子どものしつけの際には、子どもの健やかな成長を阻害し、心身に影響を及ぼすような行為をしてはならないと明記しています。

(2) 第2項関係

保護者は、自らが子育てについて一番の責任者であることを自覚して、子どもに愛情をもって接することはもちろんのこと、虐待が子どもの心身の健やかな成長や人格形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子どもが自ら考え、自ら進んで行動することができるよう、健全な養育に努めなければならないと明記しています。

(3) 第3項関係

保護者は、市及び児童相談所の求めに応じて、子どもの安全の確認や確保に協力しなければならないと明記しています。

(4) 第4項関係

保護者は、子育でに関して、市及び児童相談所又は関係機関等による指導、助言その他の支援を受けた場合は、子どもの安全で健やかな成長のために、養育環境や養育行動の改善等を行わなければならないと明記しています。

(市民の役割)

第6条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めるものとする。

- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子ども及び保護者への日常的な見守りや声掛け等を通じて関わりを深め、子育て家庭が地域社会から孤立することのないよう努めるものとする。
- 3 市民は、市及び児童相談所が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力するよう 努めるものとする。

【解説】

本条は、条例における「市民の役割」について定めています。

(1) 第1項関係

市民は、第3条の基本理念である、虐待は、決して正当化されることのない重大な人権侵害であり、決して行ってはならないことを理解し、虐待を防止するよう努めるものとしています。

(2) 第2項関係

市民は、核家族化の進行や共働き家庭の増加等による子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において日頃からの子ども及び保護者への見守りや声掛け等を通じて関わりを深め、子育て家庭が地域社会から孤立することのないよう努めるものとしています。

(3) 第3項関係

市民は、「子どもとは最善の利益が保障される存在」であるという意識をもって、市及 び児童相談所が行う子どもの安全の確認や確保に協力するよう努めるものとしています。

(関係機関等の役割)

- 第7条 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に努めるものとする。
- 2 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、市が実施する虐待の防止に関する施策に 協力するとともに、互いに連携するよう努めるものとする。
- 3 関係機関等は、市及び児童相談所が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、条例における「関係機関等の役割」について定めています。

(1) 第1項関係

関係機関等は、児童等の家庭及び生活環境を把握しやすい立場にあることから、子どもや保護者から相談を受け、助言を行うこと等により、虐待の未然防止及び早期発見に努めるものとしています。

(2) 第2項関係

関係機関等は、子どもを虐待から守るため、市が実施する相談、支援及び啓発等の虐 待防止に関する施策に協力するとともに、お互いの連携を緊密にするよう努めるものと しています。

(3) 第3項関係

関係機関等は、児童等の家庭及び生活環境を把握しやすい立場にあることから、市及 び児童相談所が行う子どもの安全の確認や確保に協力するよう努めるものとしています。

第2章 未然防止

(妊娠期からの支援)

第8条 市は、妊娠期から切れ目のない支援を行うため、笠岡市子育て世代包括支援センターを活用した支援を行うとともに、児童福祉法第6条の3第4項の規定による出産後の乳児家庭全戸訪問、児童福祉法第6条の3第5項の規定による養育支援訪問及び母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項の規定による乳幼児健康診査等を通して、養育支援の必要な家庭については、関係機関等と連携し、虐待の未然防止に向けた支援を行うものとする。

【解説】

本条は、条例における「妊娠期からの支援」について定めています。

笠岡市子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から健康管理や育児についての情報提供及び切れ目のない相談支援を行うとともに、養育支援の必要な家庭について早期把握に努めています。さらに、産前産後の家庭訪問や乳幼児健康診査等をとおして、養育支援の

必要な家庭については、関係機関等と連携し適切な支援を行い、虐待の未然防止に努める ものとしています。

(虐待の未然防止)

第9条 市は、虐待の未然防止のため、良好な親子関係が築けるように、しつけの方法について、保護者及び関係機関等に情報提供や相談を行うとともに、保護者支援プログラム等を学ぶ機会を設け、専門的な知識及び技術の提供等、必要な支援を行うものとする。

【解説】

本条は、条例における「虐待の未然防止」について定めています。

市は、虐待を未然に防止するため、良好な親子関係を築くしつけの方法について、保護者及び関係機関等に情報提供や相談支援を行い、子どもへの具体的な関わり方を学べる保護者支援プログラム等を学ぶ機会を設け、専門的な知識及び技術の提供等、必要な支援を行うものとしています。

(市民との連携)

第10条 市は、市民及び関係機関等と連携し、子育てに関する支援施策の充実を図るなど、安心して子育てができる環境の整備に努めなければならない。

【解説】

本条は、条例における「市民との連携」について定めています。

市は、子育てに関する基本方針を定めた、笠岡市子ども・子育て支援事業計画における市民へのアンケート調査やパブリックコメント等をとおして市民の声を聞き、保護者や子育て支援関係者で構成する笠岡市子ども・子育て推進会議において、子育て支援施策を審議し、その充実を図り、安心して子育てができる環境の整備に努めなければならないとしています。

(虐待防止の啓発)

- 第11条 市民の間に、広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深める ため、児童虐待防止推進月間を設ける。
- 2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。
- 3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、条例における「虐待防止の啓発」について定めています。

(1) 第1項関係

市民や事業所等の間に,広く児童虐待への深い関心と理解を得ることができるよう, 児童虐待防止のための広報や啓発活動等,様々な取組を集中的に実施する期間を設ける こととしています。

(2) 第2項関係

児童虐待防止推進月間は、国と同様に毎年11月としています。

(3) 第3項関係

市は、11月の児童虐待防止推進月間において、関係機関等その他虐待の防止等に関係する団体等と連携し、より一層、児童虐待防止に向けた気運の醸成を図るため、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしています。

第3章 早期発見及び早期対応

(情報共有)

第12条 市は、虐待の早期発見及び早期対応のため、関係機関等相互において虐待に関する情報を迅速に共有できるよう調整に努めなければならない。

【解説】

本条は、条例における「情報共有」について定めています。

市は、虐待の早期発見及び早期対応のため、関係機関等の速やかな情報共有により、適 切な初動対応ができるよう、日頃からのお互いの連携を緊密にするよう努めなければなら ないとしています。 (通告及び相談に係る対応等)

- 第13条 何人も虐待が子どもの生命及び人権に関わる事象であることに鑑み、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市又は児童相談所に通告しなければならない。
- 2 市は、通告があった場合は、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、子ども の安全の確認及び確保を行わなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の 市区町村又は児童相談所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。
- 3 市は、通告を受け、虐待があると認められるときは、必要に応じてその情報を速やか に児童相談所に提供し、連携を図らなければならない。
- 4 市は、児童相談所及び警察署と連携し、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。
- 5 市は、必要があると認めるときは、笠岡市児童緊急ショートステイ養育協力施設事業等を利用して、施設において一時的な預かりを行い、子どもの安全の確保を図るものとする。
- 6 市は,通告又は虐待に係る相談をした者が特定されないよう留意しなければならない。

【解説】

本条は、条例における「通告及び相談に係る対応等」について定めています。

(1) 第1項関係

虐待は子どもの生命及び人権に関わる事象であることを全ての人が認識し、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市又は児童相談所に通告しなければならないとしています。

(2) 第2項関係

市は、通告があった場合は、直ちに保護者の養育状況や学校園等の子どもの所属機関での生活状況について調査を行い、必要に応じて子どもの安全を確認し、関係機関等と連携しながら安全の確保を行います。虐待に係る相談があった場合及び他の市区町村又は児童相談所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様に対応することとしています。

(3) 第3項関係

市は、通告を受け虐待があると認められるときは、必要に応じて保護者の養育状況や 子どもの所属機関での生活状況等の情報を速やかに児童相談所に提供し、連携を図らな ければならないとしています。

(4) 第4項関係

市は、児童相談所及び警察署と緊密に連携し、通告及び虐待に係る相談に常時対応す

ることができるよう, 緊急連絡網等を整備するよう努めなければならないこととしています。

(5) 第5項関係

市は、必要があると認めるときは、笠岡市児童緊急ショートステイ養育協力施設事業等を利用して、施設において一時的な預かりを行い、子どもが安心して過ごせるよう安全の確保を図るものとしています。

(6) 第6項関係

市は、通告又は虐待に係る相談をした者が第三者に特定されるなど、不利益が生じないよう留意しなければならないとしています。

(転出等をする場合の措置)

第14条 市は、虐待を受け、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援中、これらの者が転出(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条に規定する転出をいう。)をする場合若しくはその事実が判明した場合は、支援が途切れることのないよう転出先の市区町村へ必要な情報を引き継ぐものとする。

【解説】

本条は、条例における「転出等をする場合の措置」について定めています。

市は、虐待を受け、又は受けるおそれのある子どもと保護者への支援中に、転出が判明 した場合は、虐待防止の支援が途切れることのないよう、転出先の市区町村へ必要な情報 を引き継ぐものとしています。

第4章 指導及び支援

(子どもに対する支援)

第15条 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、健や かな成長及び発達のため、必要な支援を行うものとする。

【解説】

本条は、条例における「子どもに対する支援」について定めています。

市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、健やかな成長 及び発達のため、良好な環境で生活が出来るよう、必要な支援を行うものとしています。 (子どもの家庭復帰及び自立に係る支援)

第16条 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、施設入所等の措置又は一時保護の 解除がなされた子どもの家庭復帰及び自立に当たって、必要な支援を継続して行うもの とする。

【解説】

本条は,条例における「子どもの家庭復帰及び自立に係る支援」について定めています。 市は,児童相談所及び関係機関等と連携し,施設入所や一時保護の解除により家庭復帰 や独り立ちする際には,家庭及び生活環境の調整等,必要な支援を継続して行うものとし ています。

(保護者に対する指導及び支援)

第17条 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活することができるよう、その保護者に対して、必要な指導及び支援を行うものとする。

【解説】

本条は、条例における「保護者に対する指導及び支援」について定めています。

市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活することができるよう、その保護者に対して、子どもへの具体的な関わり方等の必要な指導及び支援を行うものとしています。

第5章 体制及び機能の強化

(要対協の取組)

第18条 要対協は、子どもを虐待から守るため、構成する者がそれぞれ保有する虐待に 関する情報を共有し、緊密な連携を図るものとする。

【解説】

本条は、条例における「要対協の取組」について定めています。

要対協は、子どもを虐待から守るため、各機関からの取り組み状況の報告に基づき情報 共有及び意見交換を行う「代表者会議」、虐待に関して見守りが必要な全ての子どもの情報 共有を行う「実務者会議」、個別のケースについて関係者が状況把握や支援方針を検討する 「個別ケース検討会議」を適宜開催し、児童相談所、警察署及び関係機関等の構成する者 が、緊密な連携を図るものとしています。

第6章 雜則

(財政上の措置)

第19条 市は、子どもを虐待から守る施策を実施するために必要な財政上の措置を講ず るよう努めるものとする。

【解説】

本条は、条例における「財政上の措置」について定めています。

市は、子どもを虐待から守る施策の実施に必要となる予算を遅滞なく確保するため、財政上の措置を講ずるよう努めるものとしています。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【解説】

本条は,条例における「委任」について定めています。

この条例に定めるもののほか、社会状況の変化等により、この条例の施行に関し新たに必要な事項が生じる場合は、市長が別に定めるとしています。